

2こ保発第 13326 号  
令和 2 年 11 月 6 日

社会福祉法人 白鳩会 様

こども家庭部長

実地検査の結果について（通知）

令和 2 年 9 月 25 日付け 2こ保発第 12572 号に基づき実施した下記の実地検査において、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

については、速やかに改善を図るとともに、下記のとおり報告してください。

記

- 1 検査対象 西糀谷しろはと保育園
- 2 検査実施日 令和 2 年 10 月 23 日（金曜日）
- 3 送付書類 ①実地検査結果通知書  
②実地検査指導事項票（運営管理・保育内容・会計経理）  
③改善状況報告書＜提出様式＞
- 4 改善報告
  - （1）提出書類
    - ア 改善状況報告書
    - イ 添付書類（改善状況を確認できる資料）
  - （2）報告期限  
この文書の到達から 30 日以内
  - （3）提出方法  
下記担当宛てに郵送又はお持ちください。

# 実地検査結果通知書

検査対象 西糀谷しろはと保育園  
検査実施日 令和2年10月23日(金)

項目	改善を要する事項
運営管理	<p>1 非常勤職員5名の所定労働時間について、勤務実績に基づいた労働時間を区に報告すべきところ、報告のあった労働時間が過大であった。</p> <p>大田区の「民間保育所に対する運営費実施要綱」(以下、実施要綱という。)別記13の7では、(ア)国基準職員数、(イ)区加算職員数(常勤)、(ウ)区加算職員数(非常勤)、(エ)施設独自職員の順で算定し法外援護費(運営費)を支給している。</p> <p>また、実施要綱別記13の8(2)非常勤では、法外援護費の算定上、非常勤として扱う職員として、区加算職員(非常勤)として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも80時間以上、施設独自保育士加算対象者として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも40時間以上確保すること、としている。</p> <p>貴施設の非常勤保育士5名については、令和2年5月の運営費請求用の在籍職員名簿で報告された所定労働時間を基に法外援護費の算定上の非常勤職員として特定し、法外援護費を支給している。</p> <p>しかしながら、報告済みの所定労働時間と実労働時間に差があり、在籍職員名簿の変更報告をすべきところ、報告がされていなかった。</p> <p>については、「民間保育所に対する運営費実施要綱」に基づいた適正な法外援護費(運営費)受給額となるように、貴施設の令和2年5月の在籍職員名簿について、報告済みの所定労働時間と実労働時間に差がある職員について保育サービス課サービス基盤担当に変更報告すること。なお、返納額及び具体的な手続きについては同担当の指示に従うこと。</p> <p>今後についても、月の初日現在で大田区に在籍職員名簿で報告した内容について、所定労働時間が大幅に変更になった、記入内容に誤りがあった等の場合には、速やかに大田区に報告し、法外援護費(運営費)の精算等を行うこと。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>① 昭和58年4月1日児保発第595号「民間保育所に対する運営費実施要綱」別記13の7、8、第18条、第19条</p>

項目	改善を要する事項
保育内容	<p data-bbox="422 286 1356 398"><b>2 調乳担当者については、月 1 回以上の検便を実施し、結果を確認した上で業務に従事しなければならないところ、確認せずに従事していた月が 1 回あった。</b></p> <p data-bbox="422 443 1356 689">労働安全衛生規則第 47 条では、事業者は事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない、と規定されている。また、厚生労働省発行の「大量調理施設衛生管理マニュアル」5 その他（4）調理従事者の衛生管理③では、調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月 1 回以上の検便、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させることとされている。</p> <p data-bbox="422 734 1356 846">しかしながら、検査当日に令和 2 年の検便結果報告書を確認したところ、4 月、5 月の期間、ほぼ毎日調乳業務に従事している 1 名の検便検査結果の確認日が 3 月 30 日と 5 月 19 日であり、4 月の検便検査が未実施であった。</p> <p data-bbox="422 891 1356 1059">については、下記の根拠法令等に基づき、施設長は調理従事者、調乳担当者を含め職員の健康管理及び健康状態の把握を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理従事者からの施設汚染の防止に努め、調理従事者及び調乳担当者について、月 1 回以上の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で、調乳業務に従事させること。</p> <p data-bbox="422 1104 606 1126"><b>【根拠法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="422 1137 1356 1205">① 平成 24 年 3 月 30 日東京都条例第 43 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第 14 条</li> <li data-bbox="422 1216 1356 1305">② 平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号「保育所設置認可等事務取扱要綱」第 2-7-（3）</li> <li data-bbox="422 1317 1356 1350">③ 昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号「労働安全衛生規則」第 47 条</li> <li data-bbox="422 1361 1356 1429">④ 平成 16 年 1 月 20 日雇児発第 0120001 号・障発第 0120005 号「児童福祉施設等における衛生管理等について」</li> <li data-bbox="422 1440 1356 1507">⑤ 平成 9 年 6 月 30 日児企第 16 号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」</li> <li data-bbox="422 1518 1356 1585">⑥ 平成 13 年 8 月 1 日雇児総発第 36 号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」</li> <li data-bbox="422 1597 1356 1664">⑦ 平成 8 年 6 月 18 日社援施第 97 号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」</li> <li data-bbox="422 1675 1356 1742">⑧ 昭和 41 年 7 月 27 日児発第 470 号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」</li> <li data-bbox="422 1753 1356 1821">⑨平成 9 年 3 月 31 日社援施第 65 号「社会福祉施設における衛生管理について」</li> <li data-bbox="422 1832 1356 1899">⑩平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号別添「大量調理施設管理マニュアル」（最終改正：平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号）</li> </ul>

項目	改善を要する事項
	<p><b>3 睡眠中の子どもの姿勢については、仰向け寝を徹底しその都度記録を残すべきところ、横向き寝を仰向け寝に直していなく、睡眠チェック表に姿勢を直した記録がなかった。</b></p> <p>子どもの睡眠中の事故防止については、27 福保子保第 3650 号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」に準じ、適切な保育を行わなければならないとしており、同通知では、SIDS（乳幼児突然死症候群）予防策として、睡眠チェックをきめ細やかに行い（乳児は5分に1回、1、2歳児は10分に1回毎が望ましい）その都度記録すること、必ず一人一人チェックし、医師がうつぶせ寝を勧める場合を除き、仰向け寝の徹底をすることとされている。</p> <p>しかしながら、検査当日に睡眠時事故防止対応の様子を確認したところ、子どもの姿勢について、うつぶせ寝を仰向け寝に直していたが横向き寝を仰向け寝に直すことは徹底されていなかった。睡眠チェック表に一人一人の子どもの姿勢は、記録はされていた。しかし、うつぶせ寝や横向き寝の姿勢を仰向け寝に直したことがわかる記録が記載されていなかった。</p> <p>年齢的にも心身の機能の未熟さがあり一人一人の健康状態の確認をし、児童の寝つきの姿勢、顔色、呼吸の有無、体温などきめ細やかな対応と、睡眠中の姿勢（体の向き）を、いつ仰向け寝に直したかがわかる記録が必要である。</p> <p>については、子どもの安全確認を行い事故防止を図るために、下記根拠法令等に基づき、横向き寝についてもうつぶせ寝と同様に仰向け寝に直し、姿勢を直したことがわかるように睡眠チェック表にその都度記録すること。</p> <p><b>【根拠法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号「保育所保育指針」第 2 章 1（3）、第 3 章 1（3）第 3 章 3（2）</li> <li>② 平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号「児童福祉行政指導監査の実施について」</li> <li>③ 平成 28 年 3 月 23 日 27 福保子保第 3650 号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応の徹底について（通知）」</li> </ul>

令和 年 月 日  
第 号

大田区こども家庭部長 様

(設置者法人等の名称) 社会福祉法人白鳩会  
(設置者・代表者氏名) 理事長 栗本 広美

改善状況報告について

令和 2 年 11 月 6 日付け 2 こ保発第 13326 号により通知のあった西  
糀谷しろはと保育園の改善を要する事項について、別紙「改善報告書」のとおり報告しま  
す。

また、今回ご指摘（文書及び口頭指摘等）のあった事項を含め、保育事業に関する各関  
係法令等を遵守し、利用者の立場や状況に配慮した適切な保育サービス・運営を行います。

## 改善状況報告書

経営主体名 社会福祉法人白鳩会

施設名 西糀谷しろはと保育園

改善を要する事項	事項別改善状況（又は方策）	改善の時期（期限）
<p><b>1 非常勤職員5名の所定労働時間について、勤務実績に基づいた労働時間を区に報告すべきところ、報告のあった労働時間が過大であった。</b></p> <p>大田区の「民間保育所に対する運営費実施要綱」（以下、実施要綱という。）別記13の7では、（ア）国基準職員数、（イ）区加算職員数（常勤）、（ウ）区加算職員数（非常勤）、（エ）施設独自職員の順で算定し法外援護費（運営費）を支給している。</p> <p>また、実施要綱別記13の8(2)非常勤では、法外援護費の算定上、非常勤として扱う職員として、区加算職員（非常勤）として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも80時間以上、施設独自保育士加算対象者として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも40時間以上確保すること、としている。</p> <p>貴施設の非常勤保育士5名については、令和2年5月の運営費請求用の在籍職員名簿で報告された所定労働時間を基に法外援護費の算定上の非常勤職員として特定し、法外援護費を支給している。</p> <p>しかしながら、報告済みの所定労働時間と実労働時間に差があり、在籍職員名簿の変更報告をすべきところ、報告がされていなかった。</p> <p>については、「民間保育所に対する運営費実施要綱」に基づいた適正な法外援護費（運営費）受給額となるように、貴施設の令和2年5月の在籍職員名簿について、報告済みの所定労働時間と実労働時間に差がある職員について保育サービス課サービス基盤担当に変更報告すること。なお、返納額及び具体的な手続きについては同担当の指示に従うこと。今後についても、月の初日現在で大田区に在籍職員名簿で報告した内容について、所定労働時間が大幅に変更になった、記入内容に誤りがあった等の場合には、速やかに大田区に報告し、法外援護費（運営費）の精算等を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の中で、職員の労働時間が減少したまま、法外援護費の請求を、翌月での調整をせずにおりました。今後は毎月、前月の勤務時間数を確認しながら翌月の請求をするようにします。</li> <li>・所定労働時間に変更になった場合や勤務実績に大幅な変更が生じた際、また記入内容に誤りがあった場合にも、もれなく保育サービス基盤担当に報告します。</li> <li>・また、過大請求となっていた法外援護費は運営費請求の際に、11月で調整し、返納します。</li> </ul>	11月より
<p><b>2 調乳担当者については、月1回以上の検便を実施し、結果を確認した上で業務に従事しなければならないところ、確認せずに従事していた月が1回あった。</b></p> <p>労働安全衛生規則第47条では、事業者は事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない、と規定されている。また、厚生労働省発行の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、調乳に携わる職員全員が毎月10日までに検便を漏れのないように実施するようにします。</li> </ul>	11月より

改善を要する事項	事項別改善状況（又は方策）	改善の時期（期限）
<p>「大量調理施設衛生管理マニュアル」5その他（4）調理従事者の衛生管理③では、調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月1回以上の検便、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させることとされている。</p> <p>しかしながら、検査当日に令和2年の検便結果報告書を確認したところ、4月、5月の期間、ほぼ毎日調乳業務に従事している1名の検便検査結果の確認日が3月30日と5月19日であり、4月の検便検査が未実施であった。</p> <p>については、下記の根拠法令等に基づき、施設長は調理従事者、調乳担当者を含め職員の健康管理及び健康状態の把握を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理従事者からの施設汚染の防止に努め、調理従事者及び調乳担当者について、月1回以上の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で、調乳業務に従事させること。</p> <p><b>3 睡眠中の子どもの姿勢については、仰向け寝を徹底しその都度記録を残すべきところ、横向き寝を仰向け寝に直していなく、睡眠チェック表に姿勢を直した記録がなかった。</b></p> <p>子どもの睡眠中の事故防止については、27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」に準じ、適切な保育を行わなければならないとしており、同通知では、SIDS（乳幼児突然死症候群）予防策として、睡眠チェックをきめ細やかに行い（乳児は5分に1回、1、2歳児は10分に1回毎が望ましい）その都度記録すること、必ず一人一人チェックし、医師がうつぶせ寝を勧める場合を除き、仰向け寝の徹底をすることとされている。</p> <p>しかしながら、検査当日に睡眠時事故防止対応の様子を確認したところ、子どもの姿勢について、うつぶせ寝を仰向け寝に直していたが横向き寝を仰向け寝に直すことは徹底されていなかった。睡眠チェック表に一人一人の子どもの姿勢は、記録はされていた。しかし、うつぶせ寝や横向き寝の姿勢を仰向け寝に直したことがわかる記録が記載されていなかった。</p> <p>年齢的にも心身の機能の未熟さがあり一人一人の健康状態の確認をし、児童の寝つきの姿勢、顔色、呼吸の有無、体温などきめ細やかな対応と、睡眠中の姿勢（体の向き）を、いつ仰向け寝に直したかがわかる記録が必要である。</p> <p>については、子どもの安全確認を行い事故防止を図るために、下記根拠法令等に基づき、横向き寝についてもうつぶせ寝と同様に仰向け寝に直し、姿勢を直したことがわかるように睡眠チェック表にその都度記録すること。</p>	<p>・子どもの睡眠チェックは、0歳は5分毎、1.2歳児は10分間隔で行っています。幼児は職員が数名ホールで子どもの様子を確認しながら、30分おきに睡眠チェック表は、記入しこどもの睡眠の体制についても記録をしてきましたが、仰向けに直したことの記録が不十分でしたので、指導検査翌日よりチェック表に体制を直した記録を赤ペンで記録するように改善しました。</p>	<p>10月23日より改善済み ※チェック表添付</p>